

○国土交通省告示第千百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十八日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道8号改築工事（入善黒部バイパス・富山県黒部市古御堂地内から同市金屋地内まで、黒部市中新地内から同市堀切地内まで、黒部市堀切地内及び富山県魚津市仏田地内から同市仏田字角地地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 富山県黒部市古御堂、古御堂字畑割、金屋、中新、堀切及び堀切字広田地内

富山県魚津市仏田並びに仏田字宮ノ上、字三田田及び字角地地内

2 使用の部分 富山県黒部市古御堂、古御堂字畑割、金屋、中新及び堀切地内
富山県魚津市仏田並びに仏田字宮ノ上、字三田田及び字角地地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、富山県下新川郡入善町上野地内から魚津市江口地内までの延長14.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道8号改築工事（入善黒部バイパス）並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道8号改築工事（入善黒部バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用排水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道8号（以下「本路線」という。）は、新潟市を起点とし、富山市、金沢市等を経由して、京都市に至る総延長603.9kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、黒部市等の既成市街地を通過し、沿線には工業団地等が立地していることから、地域住民による地域内交通と物流等の通過交通を担い、広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず2車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、魚津市木ノ下新地内で24,982台／日であり、混雑度は1.73となっている。

本件事業の完成により、現道の通過交通を本件区間が分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である富山県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成2年8月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成20年3月及び平成23年4月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、カマキリ等が確認されているが、計画路線は生息環境である河川を橋梁で通過することなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメミクリ等が確認されているが、起業者は工事施工前に確認調査を行い、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在するが、このうち4箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る5箇所についても富山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成2年8月27日に都市計画決定され、平成5年4月9日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用排水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交

通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、黒部市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 富山県黒部市役所及び魚津市役所